

選定療養費にかかるQ&A (Ver. 1.1)

Q1. 初診時・再診時選定療養費とは何ですか？

→「初期の治療はかかりつけ医で、高度・専門医療は200床以上の病院で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として、厚生労働省により定められた制度で、高度・専門医療を行う200床以上の病院においては、かかりつけ医等からの紹介状を持たずに受診する患者さんに対して、診療費とは別にご負担いただく制度です。平成30年度の診療報酬改定において、400床以上の地域医療支援病院（令和2年度の診療報酬改定からは200床以上の地域医療支援病院）は選定療養費を徴収することが義務づけられ、当院はこれに該当することから負担をお願いするものです。

Q2. 初診時選定療養費はどのような場合に支払うのですか？

→他の医療機関からの紹介状を持たずに初診で受診された患者さんにお支払いいただきます。（但し、Q3参照）

また、今までは、当院を継続して受診しておられる患者さんは、院内の他の診療科を初めて受診されても選定療養費は求めませんでした。

しかしながら、この10月からは、当院を継続して受診しておられても、その受診科で他の診療科への紹介手続きをされないで他の診療科を受診された場合には、選定療養費をいただくこととなります。したがって、院内で他科を受診される場合も紹介が必要になりますのでご注意願います。

Q3. 初診時選定療養費を負担する必要のない場合がありますか？

→主に、次に該当する方は、初診時選定療養費をご負担いたしません。

- ① かかりつけ医などの他の医療機関からの紹介状をお持ちいただいた場合（整骨院や柔道整復師などは含みません）
- ② 救急車やドクターヘリで搬送されて救急受診した場合（但し、Q13、14参照）
- ③ 国の公費負担医療制度の受給対象である場合（但し、Q8参照）
- ④ 県や市町村単独の公費負担制度の対象である場合。但し、特定の疾病に着目している公費負担制度に限ります。（但し、Q8参照）
- ⑤ 健康診断等の検査結果により精密検査の指示を受けた場合（但し、Q16参照）

- ⑥ 外来受診後にそのまま入院となった場合
- ⑦ 災害により被害を受けた場合
- ⑧ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療、治験協力者の場合
- ⑨ 6歳未満の乳幼児で、休日診療所等、近隣の医療機関が開いていない時間帯（平日：8時半まで及び21時以降、土・日・祝：9時まで及び15時半以降）に受診された場合（但し、Q14参照）
- ⑩ 当院で受診している受診科で、院内の他の診療科への紹介手続きをされた場合（但し、Q5参照）

Q4. 初診とはどういった場合のことをいいますか？

→「初診」とは次のいずれかの場合をいいます。

- ・当院を始めて受診される場合
- ・以前当院を受診したことはあるが、既に治療期間が終了した後に再び来院した場合（外来担当医の指示による定期的なフォローは除きます）
- ・前回、患者さんが任意に診療を中止し、概ね3ヶ月以上経過してから改めて受診する場合。但し、患者さんの症状によっては、3ヶ月以上経過しても初診にはならない場合があります。

Q5. 中央病院を継続して受診していますが、院内の他の診療科を自分の意思で初診として受診した場合に初診時選定療養費がかかりますか？

→今までは、当院を継続して受診しておられる患者さんは、院内の他の診療科を受診されても選定療養費はいただきませんでした。

→しかし、この度の診療報酬改定により令和4年10月からは、当院を継続して受診しておられても、院内の他の診療科を受診される場合は選定療養費の対象となります。但し、継続して受診している当院の診療科で、院内の他の診療科への紹介手続きをされた場合は、選定療養費をいただきません。

→院内の他の診療科受診を希望される場合は、受診している担当医などに相談してください。但し、院内の他の診療科での受診が必要無いと判断した場合は紹介できませんのでご承知ください。

Q6. 中央病院に継続受診していますが、その受診科から院内の他の診療科へ紹介されました。初診時選定療養費がかかりますか？

→中央病院でかかっている診療科で、院内の他の診療科に紹介された場合は、

選定療養費はかかりません。（Q5参照）

Q7. 同時に、複数の診療科を紹介状なしに初診として受診した場合、受診する診療科毎に初診時選定療養費がかかりますか？

→はい。紹介状なしに初診として受診した診療科毎に初診時選定療養費がかかります。

Q8. 選定療養費の除外対象となる公費負担医療を受給している者とは具体的にどのようなものですか？

→除外対象となる、国、都道府県、市町村の公費負担医療とは具体的には次の様なものになります。

生活保護法、特定医療費（指定難病）、更正医療、育成医療、精神通院医療、特定疾患、小児慢性特定疾患、原爆医療、福祉医療費など

Q9. 県や市町村の乳幼児医療制度、子ども医療制度の場合も公費負担として選定療養費の支払いは不要ですか？

→乳幼児医療、こども医療については、特定の疾病に着目した公費制度ではないため、選定療養費の対象外とする公費負担制度には該当しません。したがって、選定療養費をいただくこととなります。（Q3④参照）

Q10. 再診時選定療養費はどのような場合に支払うのですか？

→当院受診中の主治医から、他の医療機関への文書による紹介を行う申し出をしたにも関わらず、患者さんが自らの希望で当院を継続受診する場合に、受診の都度いただきます。

→但し、初診時選定療養費の徴収対象外とする要件（Q3参照）と同様な要件に該当する患者さんからはいただきません。

→また、他の医療機関への文書による紹介を行う申出をしたにも関わらず当院を継続受診している患者さんが、症状が急に悪化するなどして当院の救急外来を受診された場合にも、選定療養費をいただきません。

Q11. 他の医療機関への紹介状を作成されたら、もう県立中央病院は受診できないのですか？

→いいえ、あくまで症状等が落ち着いた場合に、日常的な健康管理や健康相談

を地域の医療機関に依頼する、という趣旨ですので、今後、受診ができない訳ではありません。

→地域の医療機関へ紹介状を作成させていただいた後については、普段はかかりつけの医療機関を受診していただき、症状が悪化した、検査が必要と判断された等の場合については、かかりつけ医からの紹介状をご持参の上、ご来院ください。

Q12. 複数の診療科を受診しており、一つの診療科で主治医が他の医療機関へ紹介の申し出をしたにも関わらず、自らの希望で当院を継続受診する場合、受診している全ての診療科で再診時選定療養費を支払うのでしょうか？

→再診時選定療養費は、診療科単位で徴収します。例えば、2つの診療科を受診する場合、1つの診療科で主治医が他医療機関への紹介の申し出をしたにも関わらず、自らの希望で当院を継続受診する場合は、その診療科のみ受診の都度再診時選定療養費を徴収します。また、2つの診療科ともに主治医が他医療機関へ紹介の申し出をしたにも関わらず、自らの希望で当院を継続受診する場合は、それぞれの診療科で受診の都度再診時選定療養費をいただきます。

Q13. 救急車で搬送されて受診する場合、初診時選定療養費はかかりますか？

→救急車で搬送されるケースは初診時選定療養費をいただいておりません。但し、当院は急性期医療を担う医療機関としての救急医療体制を確保するため、救急入院・救急手術等の重篤患者を常に受け入れられるようにする必要がありますので、他の診察等に影響が無いよう安易な救急車利用などは避けていただきますようお願いいたします。

Q14. 救急外来を休日や時間外に受診するときも、選定療養費はかかりますか？

→高度急性期医療を担う医療機関としての救急医療体制を確保するため、休日や夜間であっても緊急入院の場合以外は対象となり、選定療養費をいただきます。

→但し、6歳未満の乳幼児については、休日診療所等、近隣の医療機関が開いていない時間帯（平日：8時半まで及び21時以降、土・日・祝：9時まで及び15時半以降）に受診した場合は、選定療養費の対象になりません。

→なお、救急外来では、例えば小児科医などの専門医が常駐しているわけではあ

りませんのでご承知ください。

Q15. 前回受診した際に、一定期間経過後の受診を指示されましたが、初診時選定療養費はかかりますか？

→医師の指示による受診であるため、初診時選定療養費はかかりません。

→なお、一定期間経過後の受診を指示された患者さんが受診する場合には、事前に電話予約をしていただくことをお勧めします。

(電話予約受付時間)

平日のみ 8：30～17：00

※ただし、8：30～10：00の間は、当日予約の変更、取消のみ受付

(電話番号)

0853-30-6655

Q16. 健康診断等の検査結果により精密検査の指示を受けた場合は、選定療養費の対象外となっていますが、人間ドック等会社で行う健康診断も含まれますか。

→人間ドック等の会社で行う健康診断であっても、精密検査受診の指示などを記載した紹介状があれば、選定療養費の対象にはなりません。

Q17. 保険証を忘れて受診した場合は、初診時選定療養費はかかりますか？

→保険証を忘れて受診される場合は、その後に保険証をご提示いただくこととなりますので、保険証を持参されるまで一時的に自費扱いとなりますが、基本的には保険診療と同様な取り扱いとなりますので、初診時選定療養費をいただくこととなります。

Q18. 初診時の選定療養費には健康保険は使えますか？

→初診時選定療養費は保険適用外となるため、全額自費でのご負担となります。

Q19. 子どもが受診する場合でも、選定療養費がかかりますか？

→子どもが受診する場合でも、紹介状が無い場合は選定療養費がかかります。但し、負担する必要がない場合の要件（Q3参照）に該当する方は対象外となります。

Q20. 高齢者であっても、選定療養費がかかりますか？

→制度上、年齢による区分はされていないため、高齢者であっても対象となります。

Q21. 他の病院に紹介状無しで受診しても選定療養費はかかりますか？

→Q1でご説明したとおり、一般病床が200床以上の病院に紹介状なしで受診される場合は、選定療養費がかかる可能性があります。各病院で金額を設定されていますので、ご確認ください。なお、診療所やクリニックでは選定療養費はかかりません。

Q22. 中央病院のある診療科に継続して受診していますが、状態が急に悪化したため救急外来を受診しました。選定療養費の支払いが必要ですか？

→当院を継続して受診している患者さんが、状態の急な悪化により救急外来を受診された場合は、今までどおり選定療養費はいただかないこととしております。

Q23. 新型コロナウイルスの感染が疑われる患者さんが保健所等において複数の医療機関の案内を受け、その中から患者さん自身が当院を選択して受診した場合、初診時の選択療養費の支払いが必要ですか？

→当院では負担いただくこととしております。

初診および再診時にかかる選定療養費の改定について

国の規定改正により令和4年10月から紹介状をお持ちでない場合の患者さん負担額（選定療養費）が変わります。

当院を初診で受診される場合には、かかりつけ医などの紹介状をご持参いただきますようお願いいたします。

【初診時選定療養費（非紹介患者初診時加算料）】

紹介状をお持ちでない初診の患者さんにご負担いただく金額

	令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
歯科口腔外科	3,300円（税込）	5,500円（税込）
歯科口腔外科を除く診療科	5,500円（税込）	7,700円（税込）

※診療を継続している患者さんが他の診療科を初めて受診する場合も紹介状又は院内紹介がない限り初診時選定療養費の対象となります。

（例）支払イメージ（歯科口腔外科を除く診療科、保険給付対象医療費10,000円、患者さん負担3割の場合）

	（令和4年9月30日まで）	（令和4年10月1日から）
患者さん負担	8,500円	10,100円
医療機関の収入 （うち消費税500円）	15,500円	15,700円 （うち消費税700円）
初診時選定療養費	5,500円	7,700円
一部負担金(3割負担)	3,000円	2,400円
保険給付	7,000円	5,600円

◎選定療養費は引き上がりますが、保険給付から控除するため、医療機関の実質的な収入は変わりません。

【再診時選定療養費】

状態が落ち着き、当院担当医が他の医療機関への紹介を申し出た患者さんが、自らの希望で引き続き当院での受診をされる場合にご負担いただく金額

	令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
歯科口腔外科	1,650円（税込）	2,090円（税込）
歯科口腔外科を除く診療科	2,750円（税込）	3,300円（税込）